

日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程
(略称：全国壮年会奨学金規程)

2000年9月16日 第35回總會制定

2011年8月25日 第46回總會改定

第1章 総則

(制定の根拠)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合規約第5条第2項に基づいて制定する。

(制度の目的)

第2条 この奨学金制度(以下「制度」という。)は、将来、日本バプテスト連盟(以下「連盟」という。)加盟の教会、その他連盟に関係ある諸機関において、専ら伝道奉仕することを志望している西南学院大学神学部、神学専攻科及び大学院(以下「神学部」という。)の学生(以下「神学生」という。)に奨学金を貸与し、その勉学を奨励・援助することを目的とする。

2 神学部聴講生が第7条に定める奨学金申請を希望する場合は、第5条に定める奨学金委員会において実情を審査の上、申請を承認することができる。

(運営と管理)

第3条 この制度は日本バプテスト連盟全国壮年会連合(以下「全国壮年会」という。)が連盟理事会から委託を受けてこれを運営する。

2 全国壮年会はこの制度の運営に関する年度の業務報告書および決算書を連盟理事会に報告する。

(奨学資金)

第4条 奨学資金は全国壮年会が推進する「神学校献金」をもってこれに充てるものとする。

2 全国壮年会はこの制度の目的に賛同する個人または団体の献金を受け入れ、または他の方法をもって奨学資金の充実に努めるものとする。

第2章 委員会

(奨学金委員会)

第5条 全国壮年会は、この制度の運営を円滑にするため、神学部奨学金委員会(以下「奨学金委員会」という。)を設ける。

2 奨学金委員会は、全国壮年会総会で選出された委員長及び委員長が指名し全国壮年会総会で承認された4名の委員、連盟理事会より選出された1名の委員及び神学部専任教員より選出された1名の委員の合計7名をもって構成する。

3 全国壮年会会長は委員会に出席することができる。また、奨学金委員会は日本バプテスト連盟常務理事の出席を要請することができる。

4 委員の任期は2年とし留任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたとき補充選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 奨学金委員会の書記等各担当は、委員の互選により選出する。

6 奨学金委員会は、定例委員会を年3回開催する。また、必要に応じて委員長は奨学金委員会を招集することができる。

(奨学金委員会の所管業務)

第 6 条 奨学金委員会の所管業務は、次の各号の通りとする。

- (1) この制度の運営に関する年度の業務計画案及び予算案を作成し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務
- (2) この制度の運営に関する年度の業務報告書及び決算書を作成し、これを全国壮年会役員会へ提出する業務
- (3) この制度の奨学金に関する貸与額、返還条件(返還猶予及び返還免除を含む)に関する基本方針を策定し、これを全国壮年会役員会へ提案する業務
- (4) 奨学生の募集、選考、貸与額及び返還条件等の決定に関する業務
- (5) 奨学金の返還状況を確認し、延滞者に対して返還を督促する業務
- (6) その他、奨学金委員会がこの制度の運営に必要と判断した業務

第 3 章 制度の運営

(奨学金申請の資格)

第 7 条 この規程による奨学金の貸与を申請することのできる神学生の資格は、次の各号を満たしていること。

- (1) 奨学金申請時に連盟加盟教会の会員であること。
- (2) 連盟加盟教会の会員となって、貸与を受ける年度の4月の時点での信仰生活の期間が、継続して2年以上の者であること。
- (3) 第2条に定める目的の志望が明らかで、連盟加盟教会より推薦を受けた者であること。
- (4) その他、本条第2号及び第3号に該当する沖縄バプテスト連盟の加盟教会員については、同連盟理事会よりの推薦があり、かつ、この規程を遵守することが確認される場合、原則として第1号の会員に準じて取扱うことができる。

(申請の手続)

第 8 条 この規程による奨学金の貸与を受けようとする神学生は、申請書用紙に所要事項を記入し、本人及び推薦人2名(推薦教会の牧師及び執事等の役員)が連署・押印の上、推薦教会の総会決議書(承諾書)を添付し、これを所定の期日までに奨学金委員会へ提出しなければならない。

- 2 既に前項の手続きにより奨学金の貸与を受けている神学生が、次年度引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合も、あらためて所定の手続きをしなければならない。
- 3 申請にあたって前年度申請時の推薦教会を変更する場合は、所定の「推薦教会変更に伴う確認書」を1項の様式に加え提出する。

(選考及び決定)

第 9 条 奨学金委員会は、前条の申請手続きをした神学生を選考し、奨学金貸与の可否、貸与の条件等を決定する場合、次の各号の基準を考慮しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的を志望する召命を表す文書等による適否
 - (2) 在学生の場合、西南学院大学「履修規程」第9条に定められた単位数の取得の有無
- 2 奨学金委員会は、前項による選考の結果について、速やかに申請した神学生及び推薦教会に通知しなければならない。

(奨学金の種類及び貸与の条件)

第 10 条 奨学金はすべて貸与とし、その種類を次の通り区分する。

- (1) 1種奨学金：この奨学金は、校納金のうち授業料、施設費に相当する金額の全部又は一部とする。
- (2) 2種奨学金：この奨学金は、神学生の生活費の一部に充当するものとする。
- 2 交付の方法については、以下の通りとする。
 - (1) 1種奨学金は、大学が指定した期日までに交付する。
 - (2) 2種奨学金は、原則として半年毎に所定額を交付する。
- 3 1種及び2種の奨学金を貸与する期間は、通算4年間（過去を含む）を限度とし、各対象神学生への貸与期間は以下の通りとする。
 - (1) 学部の神学生へは2年間（但し、短大、高専卒および専門学校出身の入学者には3年間貸与も可能）
 - (2) 選科の神学生へは3年間
 - (3) 専攻科の神学生へは1年間
 - (4) 大学院の神学生へは2年間
 - (5) 学部の聴講生へは1年間
- 4 3項の期間は所定の就学期間に限るものとし、留年の期間は含まないものとする。ただし、疾病等による休学期間並びにその他の事由によるもので、奨学金委員会が認めた者については、この限りでない。
- 5 他教派の神学校（部）を卒業の後、専攻科に入学した者について、推薦教会並びに神学部教授会が留年を必要と認めた場合、2年目に限り1種奨学金のみ貸与することができる。
- 6 2種奨学金の貸与を受けることができる者は、1種奨学金の貸与を受けている者に限る。

（奨学金の返還）

第11条 この制度の奨学金を受けた者は、卒業又は退学の後、次の各号の通り、これを返還しなければならない。

- (1) 1種奨学金について、第15条に定める一部免除の適用を受けた者は、卒業の日から満10年以内に奨学金の貸与額の2割以上を返還しなければならない。
- (2) 第15条に定める返還免除の適用を受けることができなかった者は、卒業後4年を経過した日の翌日から4年以内に、均等割以上の額の年賦をもって全額返還しなければならない。
- (3) 神学部を中途退学した者又は神学部を卒業後4年未滿に連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関を退職した者は、退学・退職した翌月から4年以内に均等割以上の額の年賦をもって全額返還しなければならない。
ただし、この場合2種奨学金については、既貸与額の半額を返還金額とする。

（貸与奨学金の利息）

第12条 この制度により貸与した奨学金について、利息は徴収しない。

（推薦教会による償還の責任）

- 第13条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者が文書による督促にもかかわらず、第11条に定める期限内に返還できないときは、その義務者の推薦教会が償還の責を負うものとし、所定の期限内に所定の金額を償還するよう請求するものとする。
- 2 奨学金貸与期間中に推薦教会が変更となった場合について、それぞれの推薦教会は、推薦期間に貸与を受けた金額に応じて償還の責任を分担する。

（返還の猶予）

第14条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者から、次の各号に掲げる事由により、奨学

金返還の猶予に関する出願を受けたときは、調査の上、これを承認することができる。

- (1) 進学又は留学の期間
 - (2) 長期（原則として6ヶ月以上）にわたる疾病療養のため経済的に返還が困難になった場合、その期間
- 2 前項第1号の場合は、進学又は留学を証する書類を、第2号の場合は、病院の専門医による診断書を、それぞれ出願書に添付しなければならない。
 - 3 奨学金返還の義務者が夫婦である場合、どちらか一方の返還まで残りの方の返還を猶予することができる。
 - 4 卒業後の赴任待機中の者については、3年を限度として返還を猶予することができる。

（返還の免除）

第15条 奨学金委員会は、奨学金返還の義務者が、次の各号の条件に適合した場合、返還すべき金額の一部又は全額を免除することができる。

- (1) 奨学金返還の義務者が神学部を卒業の後、連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する期間が4年を経過し、さらに引き続き同じ職務に従事する見込みがあると認められる場合に限り、本15条を適用する。連盟関係諸機関については、別に定める。
 - (2) 前1号の適用を受けた者が、卒業の日から満10年以内に1種奨学金の貸与額の2割以上を返還した場合、その残額を免除し、2種奨学金は全額免除とする。
 - (3) 奨学金返還の義務者が卒業後、前2号の適用を受けた者の配偶者となった場合には、前2号と同様に奨学金の返還の一部、又は全額を免除する。
 - (4) 奨学金返還の義務者で、第11条に定める条件に従って誠実に返還を履行していた者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、奨学金委員会は実情を調査の上、その残額の返還を全額免除することができる。
 - (5) 奨学金返還の義務者で、第11条に定める条件による返還を延滞している者が死亡した場合、又は長期の疾病若しくは心身の障害のため、奨学金返還の能力を欠くに至った場合、奨学金委員会は実情を調査の上、その残額の返還を一部又は全額を免除することができる。
- 2 前項の免除を受けようとする者又はその関係者は、所定の「奨学金返還免除願い書」を奨学金委員会に提出し、同委員会の「奨学金返還免除承認書」の交付を受けなければならない。

（奨学金返還義務者と奨学金委員会との連絡）

第16条 奨学金返還の義務者は、返還義務の残存期間を通じ、常にその現住所を奨学金委員会に連絡し、この規程に関する業務の妨げにならないよう協力しなければならない。

第4章 規程の扱い

（規程の解釈）

第17条 奨学金委員会は、この規程の解釈について疑義を生じ、又は解釈の相違を生じて、この制度の円滑な運営が妨げられた場合、全国壮年会役員会の裁定を求めなければならない。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程を改廃する場合は、奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付則〔2000年9月16日〕

(注)

1. この規程は、西南学院所管の「西南学院大学神学部学生奨学金規程」及び「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を継承し、新たに起草したものである。
2. この規程は、2001年度新入生及び進学者から施行する(2001年度以前の入学者は「西南神学部学生奨学金制度施行細則」を準用する)。

付則〔2005年8月27日〕

(施行)

この規程は2005年度を初年度とする神学生から施行する。

第10条第2項の貸与期間について、2005年度入学の学部1年生に関しては移行措置をとる。すなわち通算5年間を限度とする。

付則〔2008年8月30日〕

(施行)

この規程は2008年8月31日から発効する。

2種奨学金は、2007年度第42回全国壮年大会総会において、2007年度の奨学金貸与神学生に遡り適用されることが決議された。また移行措置として、貸与期間は1種奨学金貸与残存期間に合わせることにした。

付則〔2009年8月29日〕

(施行)

この規程は2009年8月30日から発効する。

2種奨学金の返還免除については、2007年度卒業生から適用するものとする。

付則〔2011年8月25日〕

(施行)

この規程は2011年8月26日から発効する。